

伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日(水) 午前8時58分から9時46分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 |
| 6 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 2 番推進委員 | 8 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 9 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| | 14 番推進委員 |
| | 15 番推進委員 |

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6 番委員 7 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る処分決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

議案第6号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局 長	おはようございます。只今より、令和6年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。
議長	皆様おはようございます。利用状況調査が今月までということでしたので提出をお願いします。暑い中、本当にお疲れ様でございました。また、10月に入りますと稲刈りが始まりますので、体に気を付けて活動をしていただきたいと思います。 本日の議事録署名委員を指名いたします。6番農業委員と7番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 ————— 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。 事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進法による解約が9件です。以上で報告を終わります。 議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。） ————— 議案第1号 ————— 議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。 事務局 それでは「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。資料9ページの総括表をご覧ください

		い。期間は2年から10年で、面積は70,710㎡で利用権を設定する者の数が21人、設定を受ける者の数は7人です。土地の詳細につきましては、資料4ページから8ページ、番号1番から21番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から13番まで一括で報告をお願いいたします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 SYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は23歳です。 渡し人 STさんは、埼玉県所沢市東狭山ヶ丘に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口針持字宮田16番4、地目は田、地積は1,587㎡の所有移転売買になります。 農業従事者は2名、通作距離は約10kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

		明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 2 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 9 月 24 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 OMさんは、薩摩川内市平佐町に居住される市外住民で年齢は 62 歳です。 渡し人 OHさんは、鹿児島市千年に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口曾木字堀切 3207 番 10、地目は畑、地積は 206 m²の所有移転贈与になります。申請人は新規就農者であります、営農計画書が添付されております。 農業従事者は 1 名、通作距離は約 50 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は今後導入する計画です。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 3 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、9 月 19 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。 申請人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 67 歳です。 渡し人 HHさんは、神奈川県三浦郡葉山町下山口に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島 2343 番 1、地目は田、地積は 1,171 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 1 名で、通作距離は約 300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号4番、5番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は築地で年齢は45歳です。 渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は65歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字天神後5210番1、地目は畑、地積は1,930㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。次に、整理番号5番につきまして報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は45歳です。 渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、菱刈前目字馬頭水流5247番1ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で3,851㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 ONさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は83歳です。 渡し人 NSさんは、姶良市東餅田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2895番、地目は田、地積は912㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約100mで現況は良く管理された農地

		です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号7番について、10番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る9月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 SYさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は66歳です。 渡し人 RMさんは、薩摩郡さつま町求名に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口針持字高野原1458番、地目は畑、地積は658㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号8番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。 申請人 SKさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は36歳です。 渡し人 HMさんは、大分県大分市高江北に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ後2147番3ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で417㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長	整理番号 9 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 9 番につきまして、去る 9 月 24 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 42 歳です。 渡し人 NTさんは、霧島市隼人町内山田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字東水流 5318 番 3、地目は畑、地積は 1,060 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 10 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 10 番につきまして、去る 9 月 24 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は 64 歳で新規就農者です。 渡し人 HTさんは、鹿児島市星ヶ峯に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字乳母ヶ迫 1278 番 8、地目は畑、地積は 3,138 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 11 番について、12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 11 番につきまして、去る 9 月 21 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。

		申請人 KAさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は45歳です。 渡し人 KRさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2617番1、地目は田、地積は1,865㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号12番について、11番農業委員の報告を求めます。
1	1番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る9月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は86歳です。 渡し人 TMさんは、枕崎市緑町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字樋ノ口330番1、地目は田、地積は828㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号13番について、6番農業委員の報告を求めます。
6	6番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る9月23日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 IKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は66歳で新規就農者であります。 渡し人 弁護士 MJさんは、鹿児島市中町に事務所が所在する亡K J相続財産管理人です。 申請地は、伊佐市大口平出水字谷口2015番4、地目は畑、地積は3,075㎡の所有権移転売買になります。

		農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は今後導入予定となっております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
7 農 業 委 員	番	整理番号13番の備考欄に、共有持分のうち9分の1の所有権移転とありますが、3,075 m ² はその9分の1の面積に当たるのでしょうか。
事 務 局		事務局から補足説明させていただきます。13番の土地についてはこの土地に対して共有持分が設定されており全部で5名の方の持分となっております、この中で持分を9つに分けて9分の1が4名、9分の5が1名で分けて持っていていらっしゃいますが、この共有持分に関しましては3,075 m ² を例えば9分の1の持分の方は9分の1だけ持っているわけではなく、持分を持っている方は全員3,075 m ² に対して権利を持っている形になります。
議	長	他にございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から13番については許可が決定いたしました。整理番号14番について、この議案は11番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。 関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、11番農業委員の退席をお願いします。 (11番農業委員退席)
議	長	9番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 14 番につきまして、去る 9 月 24 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。 申請人 THさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 61 歳です。 渡し人 THさんは、千葉県船橋市芝山に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下 2311 番、地目は田、地積は 1,027 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 700m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 14 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 14 番については許可が決定いたしました。ここで、11 番農業委員の入室をお願いします。 (11 番農業委員着席)
議 長	11 番農業委員、許可が決定しました。
議 長	整理番号 15 番、この議案は 6 番農業委員が譲受人の親族となつていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。 関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、6 番農業委員の退席をお願いします。 (6 番農業委員退席)
議 長	11 番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 15 番につきまして、去る 9 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 I R さんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は 61 歳です。 渡し人 I H さん外 1 名は、伊佐市大口平出水に居住され、申請人と親子関係になります。 申請地は、伊佐市大口平出水字寺田 692 番ほか 1 筆、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 1,221 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 100m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 15 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 15 番については許可が決定いたしました。ここで、6 番農業委員の入室をお願いします。 (6 番農業委員着席)
議 長	6 番農業委員、許可が決定しました。
議 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 15 件について、15 件の許可が処分決定いたしました。
	————— 議案第 3 号 —————
議 長	議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号 1 番について 9 番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定についてのうち整理番号1番について、去る9月24日に申請人の KYさんの立ち合いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、9番が報告します。 申請人は、伊佐市大口小木原にお住いの KYさんです。 申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番81ほか1筆、地目は全て畑で地積は2筆合計で1,353㎡であります。 所在地は、春村公民館から東北へ約100mに位置しており、事業計画変更に至った理由は資料に記載のとおりです。転用目的は、資材置場として利用したいとのことです。 添付書類として、全部事項証明書、配置図、事業計画書等必要書類が添付しております。また、周囲に影響を及ぼす恐れはありません。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見においてやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番については処分決定いたしました。議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月24日に申請人の KYさ

		んの立ち合いのもと、4 番推進委員、5 番推進委員、私 9 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、9 番が報告します。 申請人は、伊佐市大口小木原にお住いの KY さんです。 申請地は、伊佐市大口小木原字大丸 362 番 81 ほか 1 筆、地目は全て畑で地積は 2 筆合計で 1,353 m²であります。 農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は資材置場であります。 所在地は、春村公民館から東北へ約 100m に位置しており、南側は道路、東側は雑種地、北側は宅地、西側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数 1 件について 1 件が処分決定いたしました。 ————— 議案第 5 号 —————
議	長	議案第 5 号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号 1 番について 2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 5 号「非農地証明願」についてのうち整理番号 1 番について、去る 9 月 24 日に、申請人の ZK さんの立ち合いのもと、11 番推進委員、13 番推進委員、私 2 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、2 番

が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈川北にお住いの ZK さんです。

申請地は、伊佐市菱刈川北字北俣 2511 番 1、地目は田、地積は 450 m²です。

申請地の所在地は、湯之尾小学校から北東へ約 1 km に位置しており周囲の状況は、南側は山林、東側も山林、北側は宅地、西側は原野であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和 54 年に住居を新築した時隣接した当該農地に農業用倉庫等を建築し現在も利用しており農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことでした。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。議案第 5 号「非農地証明願」については、1 件の申請のうち 1 件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第 6 号 —————

議長 議案第 6 号「職員の任免」について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号「職員の任免」についてご説明いたします。令和 6 年 10 月 1 日付け人事異動につきまして、9 月 24 日に伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが次の職員が異動となっております。条例等の関係で、異動発表後の任

		免となることをご了承願います。それでは発表いたします。 転入につきまして、NY主任主事が長寿介護課介護保険係からの転入となります。異動につきましては以上です。
議	長	只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第6号「職員の任免」について、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第6号「職員の任免」については承認されました。その他、事務局お願いします。
事	務	局 総会資料の最終ページをご覧ください。9月の月例報告をいたします。5日(木)9月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。24日(火)現地調査を一斉に行いました。本日30日(月)第6回農業委員会総会です。10月の行事予定ですが、4日(金)10月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日(水)が現地調査予定、28日(月)が第7回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。
事	務	局 事務局からです。お手元に8月27日に台風接近のため中止となりました令和6年度鹿児島県農業委員会大会資料をお配りしております。資料の3ページから5ページにかけて大会申し合わせ決議事項(案)が記載してあります。当日、皆様が出席された会場で採択していただく事項です。 (資料を読み上げ説明。) このような形で大会を進める予定であったということの説明と報告とさせていただきます。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 長

以上で、令和6年度第6回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。

一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時46分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番